

# 議会だより

Vol.  
**172**  
2012.10.23



9月の  
定例会

2 災害復興計画(第一次)制定

計画案を否決・修正案を可決

4 総額160億円の成果を認定

11 ズバリ!! 町政を問う

8議員が質問

20 委員会活動報告

〔いっぱいとれたよ／親子芋ほり遠足〕

TOMIOKA GIKAI DAYORI

発行：福島県富岡町議会 住所：〒963-0201 郡山市大槻町字西ノ宮 48-5  
TEL.0120-33-6466 FAX.024-961-3441

# 定例会 計画案を否決

9月定例会  
あらまし



9月定例会は9月11日から14日の4日間の会期で郡山市立大槻公民館大槻分室において開催しました。今定例会では、議員が提案した「東京電力福島第一原発事故を人災と認め、責任ある対応を求める意見書」等の2議案と、町の復旧復興を進めるための災害復興計画(第一次)策定案件や平成23年度各会計決算の認定、平成24年度各会計補正予算等の町長が提出した31議案を慎重に審議し、復興計画を除く30議案が原案のとおり可決されました。また、一般質問では8議員が登壇し、直面する行政の問題点などを問いました。

## 帰還時期をめぐる議論

町議会は、町の方針である『生活できる環境整備に多くの期間を要することから、帰還開始できる時期を震災発生から6年後の平成29年度以降とし、全町民が公平公正な賠償を受ける』に同調し、今後の町の歩みを定める重要な災害復興計画を慎重に審議しました。

特に、議論が集中した箇所は、帰還時期の「追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下を目指す」という文言表現です。

町は、国県の基本方針等と整合性を図るた

め、「被ばく線量基準を年間20ミリシーベルト以下とし、年間1ミリシーベルトを目指すこと」に準じた表現を計画書に明記しましたが、議会からは、「本計画は、震災以前の町を取り戻し、より発展させるためのものである。町民の健康に対する不安を払拭するためには、目指すよりもっと強い表現にすべきである」と議論を交わしました。

採決の結果、賛成6票、反対7票で計画案が否決されました。

## 質疑応答

**問** 町は「被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下にならないければ帰還しない」と強い意思表示をすべきでは。

**答 町長** 国の復興再生特別措置法の基本方針においても「1ミリシーベルトを目指す」と明記されており、文言の表現は問題ないと考えます。

**問** 平成29年度の時点で、被ばく線量年間1ミリシーベルトを達成しなければ帰還宣言をしないのか。

**答 町長** 今後の年間被ばく線量の推移にもよりますが、年間1ミリシーベルト以下になった地域から段階的に帰還する考えでいます。なお、帰還を希望する町民を帰町宣言で拘束することができるのか課題となっており、今後、国県や関係機関と協議します。

# 臨時会 修正案を可決

臨時会

修正計画案を可決

9月26日に開催した臨時会において、再修正した災害復興計画案および関連する福島第一原子力発電所事故に伴う富岡町の帰還に関する宣言が提出され、町の復興に関する2議案を総合的に考慮し、両議案とも全会一致で原案のとおり可決しました。

## 質疑応答

問 チェルノブイリ原発事故発生から25年後に年間5ミリシーベルト

程度程度の低線量地域で生活している住民の健康調査を行なった結果、甲状腺ガンや心臓病などが通常の3〜5倍程度発症していると報道された。

帰還時期を決定するには、高度な政治判断が求められるが。

答 町長 帰還時期は、町民の健康を最優先に考え、町民の意向や希望を参酌し、町と議会がともに解決に向かい協議することを堅持します。

また、国は健康管理基準を未だに明示していませんので、しっかりと要請追及します。

## 議論が集中した計画書中の文言

### 【帰還時期について】

本復興計画では、町民が町内に帰還開始できる時期を震災発生から、6年後の平成29年度とします。

これは、今後追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下を目指して本格化する除染や道路、下水道等のインフラ復旧に加え、医療、福祉、商業施設の整備、更には雇用の確保等、生活再建を図る上でも平成24年度から最短5年間に要すると判断したためです。

### 可決した修正計画の文言

### 【帰還時期(避難指示解除見込時期)について】

本復興計画では、町民が町内に帰還開始できる時期を震災発生から、6年後の平成29年度以降とします。

これは、今後本格化する除染、道路、下水道等のインフラ復旧に加え、医療、福祉、商業施設の整備、更には雇用の確保等、生活再建を図る上でも平成24年度から最短5年間に要すると判断したためです。

なお、帰還時期については、放射線量はもちろんのこと、インフラ復旧や安心できる生活環境等の状況を総合的に判断した上で決定します。

## 「福島第一原子力発電所事故に伴う富岡町の帰還に関する宣言」より一部抜粋

国においては、町の警戒区域を解除し、避難指示区域を見直すことにより3つの区域に再編のうえ、今後の除染計画やインフラ復旧計画などを明示するとしているが、町民の安全・安心を考えたとき、当町は以下の点について危惧の念を抱いており、これらへの対応策が確保されていない現状においては、早期の帰還は困難であると判断する。

### 健康に対する不安

国が帰還の目安とする“年間積算線量20ミリシーベルト基準”では、住民の健康不安は払拭できず、また、低線量被ばくの影響についても科学的かつ分かりやすい知見が明らかにされていないこと。加えて、当町は3・11東日本大震災以前の放射線量に戻すことを目標としていること。

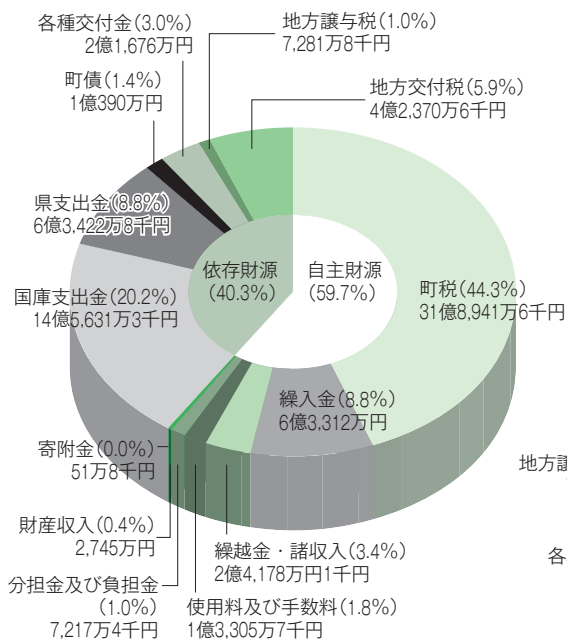
以上のことから、富岡町は、少なくとも今後5年間(福島第一原子力発電所の事故から6年間)は全町民の帰還は困難かつ不可能であるとの判断のもと『避難指示の解除』を行なわないことを決定し、「帰還できない」ことを宣言する。

平成24年9月26日  
富岡町

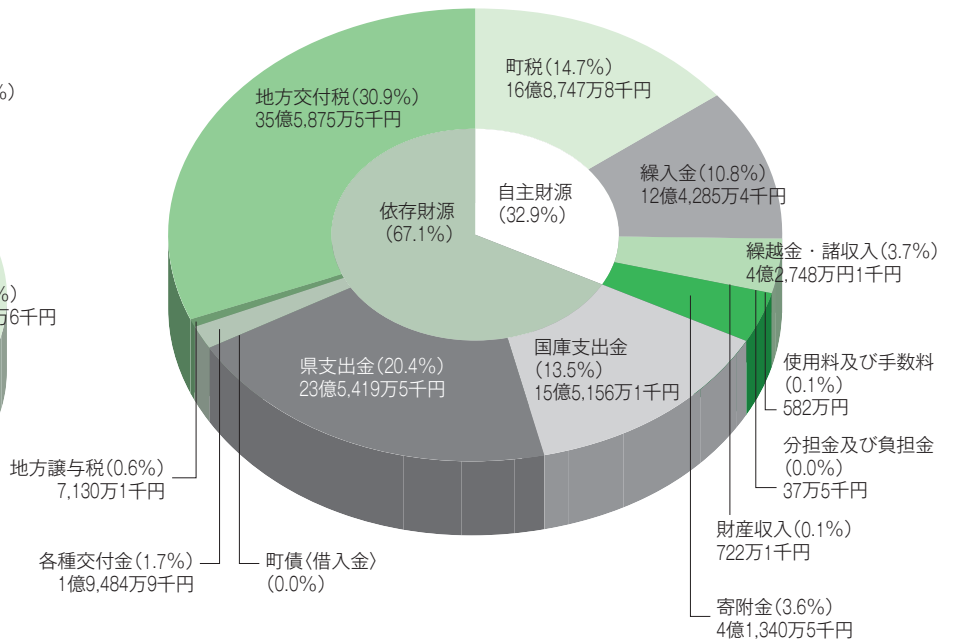
# 50億円超す の成果を認定

## 決算額との比較～

平成21年度 一般会計歳入  
72億524万円



平成23年度 一般会計歳入  
115億1,529万5千円



### 震災以前との比較

行財政運営の要である町税等の自主財源の多くが非課税であることから、現在の町行政は、国県による各種交付金等に依存せざるを得ない状況となっております。

### 監査委員の審査意見

平成23年度各会計決算について審査した結果を、坂本和久代表監査委員より報告を受けました。

審査は、適法であり事務事業が効率的かつ合法的に執行されたかを主眼において行ない、「決算係数に誤りはない

### ここを指摘

#### ◆町税等の未収金

町税等の効率的な収納対策を推進させるため、税務処理等を的確に努めること。

#### ◆不納欠損

不納欠損制度は真にやむを得ない場合の債権の消滅である。時効の中断等の手続きを的確に行なうなど、時効の成立による不納欠損の減少に努めるとともに、税の公平負担や財源確保の観点から、滞

納者が出ないよう組織全体で適切な対策を努めること。

#### ◆補助金

震災等の被害を受け困窮している場合は、町税等の滞納者に対しても例外的に補助金を交付することとしている。しかし、受益と負担の公平性を確保する上でも、町税等の滞納者に対する補助金交付については、期限を定め、適正に執行すること。

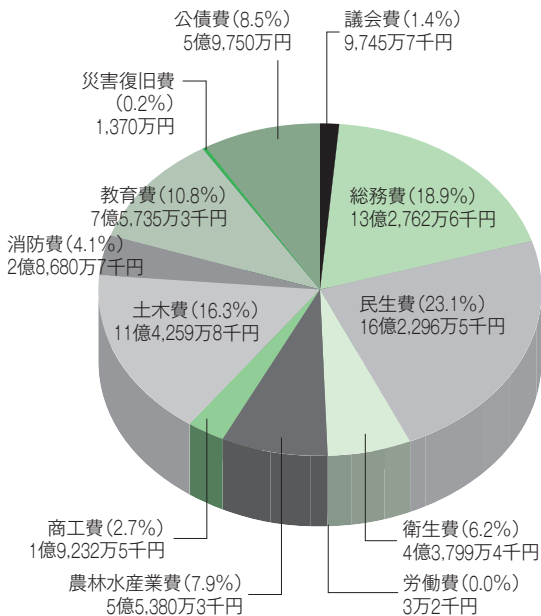
平成23年度決算  
一般・特別会計

# 震災直前決算額を

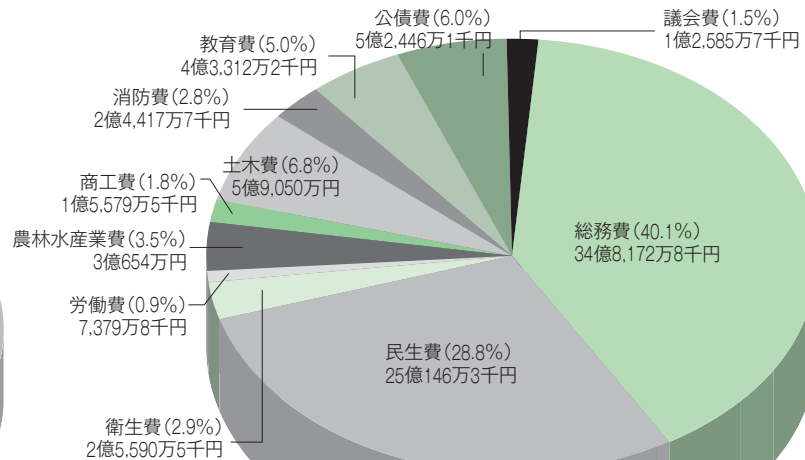
# 総額160億円

## ～震災直前の平成21年度

平成21年度 一般会計歳出  
70億3,016万円



平成23年度 一般会計歳出  
86億9,334万6千円



### 歳出予算の用語説明

- ・歳出……………一年間の全ての支出のこと
- ・議会費……………議会の活動に要する経費
- ・総務費……………全般的な管理に要する経費等
- ・民生費……………福祉施設の整備など、町民が一定水準の生活と安定した社会生活を保障するのに必要な経費
- ・衛生費……………町民が健康にして衛生的な生活環境を保持するための経費
- ・農林水産業費…農林水産業の振興に要する経費
- ・商工費……………商工業の振興に要する経費
- ・土木費……………土木事業に要する経費
- ・消防費……………消防に要する経費
- ・教育費……………教育関係に要する経費
- ・災害復旧費…災害によって生じた被害の復旧に要する経費
- ・公債費……………町債返済に要する経費

### 歳入予算の用語説明

- ・歳入……………一年間のすべての収入のこと
- ・町税……………皆さんが町に収めた税金
- ・繰入金……………各種基金から繰り入れられたお金
- ・繰越金……………前年度から繰り越されるお金
- ・財産収入……………町の持つ財産を運用したり売ったりしたお金
- ・諸収入……………雑入など、その他の様々な収入
- ・使用料及び手数料…住民票などの交付に手数料として支払ったお金
- ・分担金及び負担金…特定の利益を受けた方から負担していただいたお金
- ・国庫・県支出金…特定の目的のために国や県から交付されたお金
- ・町債……………町の借金のこと。大きな事業を行なうために、国や金融機関から借り入れたお金
- ・地方譲与税……………国が徴収した自動車重量税などから配分されたお金
- ・各種交付金……………所得税や自動車取得税など国や県から配分されたお金

町財政  
健全化基準をクリア

健全化判断比率の状況

(単位：%)

指標項目名	富岡町	早期健全化基準	財政再生基準	説明
実質赤字比率	—	15.0	20.0	一般会計を対象とした歳出歳入の赤字額の割合
連結実質赤字比率	—	20.0	40.0	全ての会計を対象とした歳出歳入の赤字額の割合
実質公債費比率	13.6	25.0	35.0	歳入に対する借金返済の割合
将来負担比率	—	350.0		公社や第3セクターなども含め、将来負担すべき借金の割合

財政健全化法では、町の財政状況を明らかにし、健全具合を開示することが義務付けられています。

平成23年度における本町の財政は、財政破綻寸前の危険信号を示す早期健全化基準値を下回っています。

しかし、この法律は、財政の健全化を確保するためのひとつの判断

材料にすぎず、指標数値の高低のみに目を奪われることなく、背後にある町の実情や様々な要因により変化していく町財政状況を知ることが重要です。今後も、この法律を含めたあらゆる方法、分析により、健全財政の推進に努めていくことを要望します。

資金不足比率の状況

(単位：%)

指標項目名	富岡町	経営健全化基準	説明
公共下水道事業	■	20.0	公営企業会計の経営状況を計測
公設地方卸売市場事業	—		
蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業			
農業集落排水事業			
曲田土地区画整理事業			

■：繰上充用(会計年度の歳入が歳出に対し、不足した場合、翌年度の歳入を繰り上げて当該年度に充てること)により経営健全化基準を上回ったが、単なる事務手続き上の問題であり、事業会計の経営は健全である。

平成23年度一般会計および特別会計決算を全会一致で承認

会計別	財源(歳入)	使いみち(歳出)	歳入歳出差引額	
一般会計	115億1,529万円	86億9,335万円	※28億2,194万円	
特別会計	国民健康保険事業	24億7,415万円	21億5,769万円	3億1,646万円
	公設地方卸売市場事業	269万円	269万円	
	蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業	1,463万円	1,393万円	70万円
	公共下水道事業	5億846万円	5億6,426万円	▲5,580万円
	農業集落排水事業	8,328万円	8,054万円	274万円
	曲田土地区画整理事業	6,449万円	6,349万円	100万円
	介護保険事業	13億429万円	11億888万円	1億9,541万円
	後期高齢者医療事業	3,055万円	2,964万円	91万円
	仮設診療所	5,228万円	2,748万円	2,480万円
	介護サービス事業	274万円	197万円	77万円
特別会計 合計	45億3,760万円	40億5,063万円	4億8,697万円	
合計	160億5,290万円	127億4,398万円	33億892万円	

※一般会計差引額28億2,194万円のうち、3億6,071万円を翌年度へ繰り越し、24億1,123万円を基金へ繰り入れする。